

関税関係帳簿・関税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認通知書

令和 年 月 日

殿

税関長 ㊟

令和 年 月 日付でされた関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、その全部・下記の関税関係帳簿・関税関係書類について、これを承認したので通知します。

記

(承認対象の関税関係帳簿又は関税関係書類)